平成２１年（フ）第２９７号
三重県桑名市西正和台３―７―17　ラフォーレ西正和台105、住民票上の住所三重県桑名市大字小貝須453番地７
債務者　岩瀬モールドこと岩瀬金型こと　岩瀬敏男
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
三重県桑名市長島町松ケ島126番地
債務者　番家　公司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
三重県桑名市長島町駒江115番地　ガーデンハイツ長島103号
債務者　川島　尚満
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
三重県四日市市智積町2015番地４　インターフォーラム28―２階５号
債務者　宮本　智美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
三重県桑名市大字東方1356番地１　マークスエコ桑名寺屋敷205号
債務者　城田　一弥
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
三重県四日市市桜新町１丁目61番地３
債務者　野呂　容子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
三重県四日市市東日野町188番地１
債務者　井原　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
三重県三重郡川越町大字南福崎439番地１、前住所愛知県知多郡武豊町字若宮82番地の18
債務者　川島　弘美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
大津市木下町10番17号　ハイツ丸の内401
債務者　中山　岳徳
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０６号
滋賀県草津市青地町747番地１　サンライズ青地Ｂ―202号、前住所滋賀県草津市追分町467番地
債務者　山本比奈子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
兵庫県川西市けやき坂３丁目17番地の３
債務者　丹羽　祥子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２７１号
兵庫県川西市新田３丁目11番６号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目２番４―101号
債務者　石村カオリ
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３７６号
兵庫県宝塚市川面５丁目３番22―403号
債務者　宮脇　智亮
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７８２号
兵庫県西宮市産所町６番17―101号
債務者　井上千香子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４３号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目３番24号　ヤマトハイツ406号
債務者　藤本　厚司
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７０号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番２―304号
債務者　川上　順子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７３号
兵庫県西宮市伏原町５番20―304号
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係